

世田谷区告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年9月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区喜多見四丁目3397番1地先無番

3 変更の区域

延 長 22.55メートル

幅 員 1.63メートル

面 積 36.99平方メートル

案内図



特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区

喜多見四丁目 3 4 番

